令和３年度介護報酬改定より

**居宅介護支援**

**[医療機関との情報連携強化]**

- 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設。

## 新設　通院時情報連携加算

| | |
|---|---|
| 加算名 | 通院時情報提供加算 |
| 単位数 | ５０単位／月 |
| 算定要件 | ● 利用者一人につき、１月に１回の算定を限度とする<br>● 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合 |